

預かり保育料の減免措置(制度)について

豊島区立幼稚園に在籍する幼児の保護者の所得が非課税の場合、徴収する預かり保育料を免除する制度があります。

減免の認定は、区市町村民税課税額等に基づき審査を行い、審査結果を後日お知らせします。

1. 対象世帯及び減免額

下表ABCのいずれかに該当する方

対象世帯		預かり保育料 減免額
A	区市町村民税非課税世帯	実績額
B	区市町村民税所得割非課税世帯	
C	施設等利用給付認定者 ※別途申請が必要です	

2. 減免額の算定

入園決定時と毎年8月（9月以降分）に審査を行い、減免が認定された方にお知らせします。

4月分～8月分は、前年度の区市町村民税で計算します。

9月分～3月分は、その年度の区市町村民税で計算します。

3. 留意事項

- （1）世帯の中に所得のある方が複数いる場合は、区市町村民税所得割課税額を合算します。園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合は、その方の課税額も合算となります。
- （2）生計を一にする父親などが単身赴任等の場合は、同居・別居にかかわらず同一世帯として取り扱います。
- （3）令和7年1月2日以降豊島区に転入された方や生計を一にする方が区外にお住まいの場合は、令和7年1月1日現在の住民登録地で令和7年度の住民税の課税（非課税）証明書（令和7年6月以降取得可能）を取得していただき、下記までご提出ください。ただし、海外から入国された方は、昨年1年間の収入がわかる証明を日本語訳付きで提出してください。
- （4）区市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額です。

4. その他の理由による減免

以下に該当する場合、減免申請が可能です。別途申請手続きが必要となりますので、下記問い合わせ先までお問合せください。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けることとなったとき
- ② 火災その他の災害による被害を受け、生活が困窮しているとき 等

【問い合わせ先】

豊島区教育委員会事務局 学務課 学事グループ ☎03-3981-1174